

目黒星美学園小学校同窓会会則

第1条 名称

本会は、目黒星美学園小学校同窓会と称し、事務局を目黒星美学園小学校内に置く。

第2条 目的

本会の目的は、ドン・ボスコの教育理念と祈りのもと、初代校長様 Sr.アンジョリーナ・バローネ、教職員、父兄が一体となって創立した母校目黒星美学園小学校の建学精神を継承、伝達、そして、実践することにあり、その実現のため、会員相互の親睦と福祉、ならびに、母校をはじめとする青少年教育事業に寄与する活動を行う。

第3条 事業

前条の目的を達成するため、扶助者聖母会、及び、目黒星美学園小学校との連携のもと、次の事業を行う。

1. 会員情報の管理
2. ホームページの運用管理、及び、書籍等の出版・配布
3. その他

第4条 会員

本会は、次の者をもって構成する。

1. 正会員：目黒星美学園小学校を卒業した者、並びに在学したことがあって入会を希望する者
2. 特別会員：目黒星美学園小学校の現・旧教職員（但し、正会員の資格を有する者は除く）

第5条 部会

本会には、次の部会を置く。

1. 第1部会：18歳未満の会員をもつて構成する。
2. 第2部会：18歳以上の会員をもつて構成する。

第6条 役員会・役員

1. 本会の事業を行うために役員会を置

き、次の役員をもって構成する。

2. 役員は、第2部会の正会員の中から選出する。
3. 選出方法および任期は別に定める。

イ. 会長	1名
ロ. 副会長	若干名
ハ. 書記	若干名
ニ. 会計	2名
ホ. 監査	1名

第7条 役員の職務

役員の職務は次の通りとする。

1. 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、これを代行する。
3. 書記は、本会の事務を処理する。
4. 会計は、本会の会計を処理する。
5. 庶務は、本会の庶務を処理する。
6. 広報は、本会の広報を処理する。
7. 監査は、本会の会計を監査し、その結果を会員に報告する。

第8条 理事会・理事

1. 本会の運営並びに重要事項を審議するため、理事会を置く。
2. 理事会は、理事をもって構成する。
3. 理事の選出方法は、別に定める規定による。

第9条 理事会の成立と議決

1. 理事会は、理事定数の10分の1以上をもって成立し、その議決は、出席理事の過半数による。
2. 前項に於いて、所定の書面、または、電子的な委任状によるものも有効とする。

第10条 定期理事会

本会は、次の事項を審議するため、毎年11月に定期理事会を開催する。

1. 事業報告・決算の承認

2. 事業計画・予算の承認
3. 改選時の役員の承認
4. 会則の変更の承認
5. その他の必要事項

第11条 臨時理事会

役員会が必要と認めたときは、臨時理事会を開催することができる。

第12条 会費

正会員は、年会費として、所定の額を負担する。会費に関する細部は、別に定める規定による。

第13条 事業年度

本会の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

第14条 効力の発生

本会則は、平成29年11月18日改定

役員選出規定

第1条 (規定の根拠)

この規定は、会則第6条に基づき、役員の選出及び任期について定める。

第2条 (役員の選出)

役員は、理事会において選出し、承認する。

第3条 (役員の任期)

役員の任期は、承認の翌日から3ヵ年とし、再任を妨げない。

第4条 (役員の辞任)

役員が任期中、病気その他正当な事由により辞任する場合は、理事会の承認を得なければならない。

第5条 (役員の補充およびその任期)

1. 役員に欠員を生じた場合は、理事会において補充選出し、承認する。
2. 補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 (新役員決定までの旧役員の責務)

1. 役員は、任期が満了しても次期役員

が決定するまではその職務の遂行に対して責任を負わなければならない。

2. 任期満了前に辞任した場合もまた同じである。

第7条 (効力の発生)

本規定は、平成17年11月20日制定。

理事選出規定

第1条 (規定の根拠)

この規定は、会則第8条に基づき、理事の選出および任期について定める。

第2条 (理事の選出)

1. 理事は、卒業年度毎に2名選出する。
2. 選手された理事は、1ヶ月以内に所定の書面をもって事務局に届け出る。

第3条 (理事の辞任)

1. 理事任期中病気その他正当な事由により辞任する場合は、所定の書面をもって事務局に届け出る。
2. 連絡先が不明となって3ヶ月以上経過した理事は辞任したものとみなす。

第4条 (理事の補充およびその任期)

1. 理事に欠員を生じた場合は、補充選出する。
2. 補充された理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第5条 (新理事決定までの旧理事の責務)

1. 理事は、任期が満了しても次期理事が決定するまではその職務の遂行に対して責任を負わなければならない。
2. 任期満了前に辞任した場合もまた同じである。

第6条 (効力の発生)

本規定は、平成17年11月20日制定。